

## 加古川市公共下水道有害物質等流入事故対策要領

### (目的)

第1条 この要領は、加古川市が管理する公共下水道への有害物質等流入事故が発生した場合に、下水道法（昭和33年法律第79号）及び水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号。）に関連して実施すべき事項を定め、適切な対応を迅速かつ円滑に行うことを目的とする。

### (定義)

第2条 この要領における用語の定義は、下水道法に定めるところによるものとし、「有害物質等流入事故」とは次の各号に掲げるものをいう。

- 1 事故により特定事業場等から排水基準に適合しない汚水等が公共下水道に流入した場合。
- 2 事故により貯油事業場等から有害物質又は油が公共下水道に流入した場合。
- 3 その他、強酸、強アルカリ等公共下水道施設およびその機能を損傷するおそれのある物質が公共下水道に流入した場合。

### (事故発生の通報の受信)

第3条 事故の原因者又は発見者（市民、工場・事業場、関係機関等）から事故発生の通報を受けた職員は、「水質事故通報票」を作成又は受理し、速やかに下水道課長に報告する。

### (初動調査)

第4条 事故の発生を受理したときは、下水道課長は速やかに次の措置を講じるものとする。

- 1 事故の発生現場に担当職員を派遣し、通報内容の確認のための初動調査を実施し、「現場調査記録用紙」に必要事項を記入する。
- 2 担当職員は、初動調査結果を下水道課長へ報告する。
- 3 初動調査結果により、人の健康又は生活環境に係る被害が生じるおそれが明らか場合は、関係機関へ事故の発生を連絡するとともに、詳細調査及び被害の拡大防止のための措置を講じる。

### (事故時の措置)

第5条 上下水道事業管理者は、有害物質等流入事故が発生した場合に、当該事故による影響を最小限度にとどめるため、以下の措置を講じるものとする。

- 1 有害物質等流入の原因が工場・事業場である場合は、当該工場・事業場に対し、有害物質等の流出防止を指導する。
- 2 有害物質等が公共下水道に流入しない措置を講じるよう指導する。

- 3 被害の拡大を防止するため、有害物質等の回収を指導する。
- 4 人の健康又は生活環境に係る被害を未然に防止するため、必要に応じて広報活動を行う。

(事故時の体制)

第6条 初動調査により、有害物質等流入事故の発生を確認した場合は、その規模・危険性・被害の拡大等のおそれを総合的に考慮して、次のいずれかの体制を速やかに確立する。

- 1 比較的被害が小さいものについては、下水道課において関係機関との連携を図りながら事故対応に関する必要な措置を講じる。
- 2 事故による影響が相当な範囲にわたり、かつ、人の身体及び財産に著しい影響をおよぼすおそれがある重大な事故が発生した場合は、上下水道局において関係機関との連携を図りながら事故対応に関する必要な措置および情報の公開に関する必要な措置を講じる。

(事業者の責務)

第7条 工場又は事業場の設置者又は管理者は、有害物質等流入事故が発生した場合は、次の措置を講じるものとする。

- 1 事故発生時は、直ちに応急措置を行うとともに、上下水道事業管理者へ通報し、速やかに「事故届出書」を提出しなければならない。
- 2 事故の原因者は、被害等の拡大防止のための措置並びに当該施設からの流出物質を回収しなければならない。
- 3 事故の原因者は、速やかに有害物質等流入事故の状況、事故原因の究明、公共下水道の被害の状況等について調査を行うとともに、再発防止のための適切な措置を行い、「事故再発防止措置計画書」を事故発生の日から30日以内に提出しなければならない。
- 4 事故の原因者は、事故再発防止措置計画書に基づく措置が完了したときは、上下水道事業管理者へ「事故再発防止措置完了届出書」を提出し、担当職員の確認を受けなければならない。

(関係機関への連絡等)

第8条 上下水道事業管理者は事故の規模、緊急性等を考慮して、次の措置を講じるものとする。

- 1 関係機関に有害物質等流入事故の発生を連絡する。
- 2 汚染源が不明な場合、若しくは人の健康又は生活環境に係る影響が拡大するおそれがあるときは、関係機関に詳細調査の実施及び被害拡大防止のための措置に関する要請を行うものとする。
- 3 前項以外の事故については、必要に応じ管理機関等の協力を得て詳細調査を実施

する。

(詳細調査)

第9条 上下水道事業管理者は、関係機関と協議及び調整し、必要に応じて詳細な調査を実施する。

(事故対応の完了)

第10条 有害物質等流入事故対応結果を踏まえて、以下の事項をもとに上下水道事業管理者は事故対応完了を判断したときは、速やかに関係者に連絡する。

1 事故発生源の状況

- ア 汚染物質等の流出が完全に止まっているか。
- イ 汚染物質等が再び流出する危険性はないか。

2 下水道管渠内

- ア 管渠内に汚染物質や機能阻害状況が残存していないか。

3 加古川下流浄化センターの状況

- ア 汚染物質が流入していないか。(流入水質の測定)
- イ 活性汚泥の働きが正常か。(放流水質の測定)

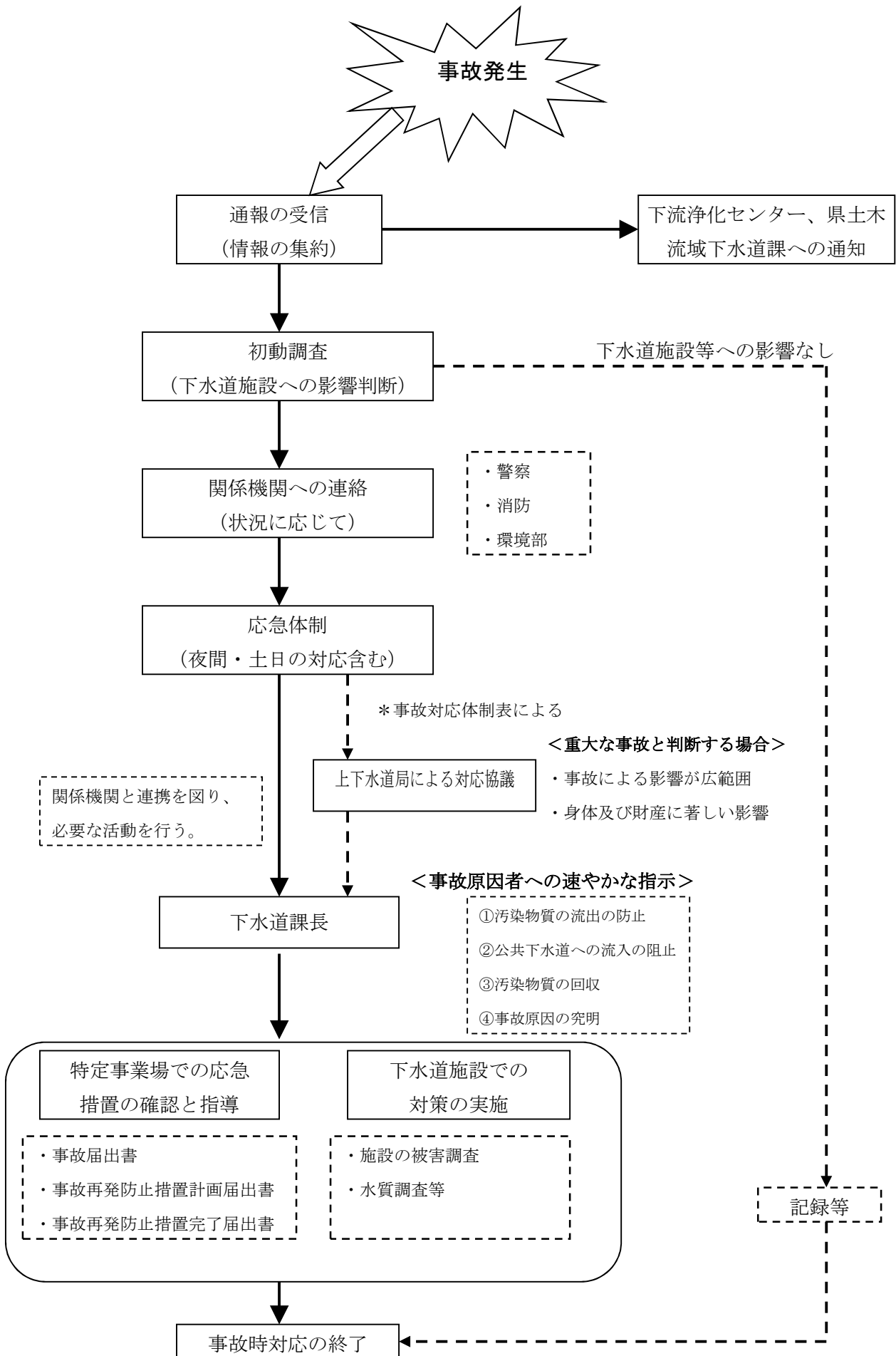
附則

この要領は平成23年8月1日から施行する。

附則

この要領は令和6年4月1日から施行する。

# 事故対応の流れ



## 水質事故通報票

受付	受付日            年    月    日    時間            :	受付者氏名 (                    )
	<input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> FAX <input type="checkbox"/> その他 (                    )	
通報者	特定事業場名 :	
	通報者氏名 :	
	連絡先 TEL:	FAX:
事故概要	発生（発見）日時                    年    月    日            :    ~            :	
	事故発生場所（事業場名）:	
	下水道に流入した有害物質等	
事故の内容		
	【想定される下水道への影響】	
応急の措置		
通報先	<input type="checkbox"/> 警察 (                    )	<input type="checkbox"/> 県土木流域下水道課 (                    )
	<input type="checkbox"/> 消防 (                    )	<input type="checkbox"/> 県浄化センター (                    )
	<input type="checkbox"/> 環境部局 (                    )	<input type="checkbox"/> その他 (                    )
備考		





# 事故再発防止措置計画届出書

年 月 日

加古川市上下水道事業管理者 様

住所 \_\_\_\_\_

法人又は代表者 \_\_\_\_\_

先般、下水道法第 12 条の 9 の規定により届け出た事故結果を踏まえ、事故の再発防止のための計画を届け出ます。

特定事業場名称				
事業場の所在地				
汚水発生施設等の 管理責任者（窓口）	氏名			
	TEL		FAX	
事故発生の原因				
事故再発防止の ための計画内容				
措置完了予定年月日				
備 考				



## 事故再発防止措置完了届出書

年 月 日

加古川市上下水道事業管理者 様

住所 \_\_\_\_\_

法人又は代表者 \_\_\_\_\_

先般、届け出た事故再発防止措置計画について、措置が完了したので届け出ます。

特定事業場名称				
事業場の所在地				
汚水発生施設等の 管理責任者（窓口）	氏名			
	TEL		FAX	
事故発生の原因				
事故再発防止の ための措置内容				
措置完了年月日				
備 考				